防犯・防火班の業務

1　見回り・夜間の当直 …… 2

2　防犯対策 …… 3

3　防火対策 …… 4

プライバシーの保護

　業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

防犯・防火班の業務１	実施時期	展開期～
見回り・夜間の当直		

(1)見回り

- □ 避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。
- □ 女性や子どもに対する暴力等防止や、避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に2人1組で避難所内外の見回りを行う。とくに、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。
- □ 見回りの際は、腕章やビブス(ゼッケン)などを着用する。
- □ 避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。

(2)夜間の当直

- □ 各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。
- □ 当直者は、各運営班の班員による交代制とし、仮眠をとる。

防犯・防火班の業務２	実施時期	展開期～
防犯対策		

□ 多くの人が出入りする避難所の出入口付近に総合受付を設け、総務班などの受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。

□ 夜間、避難所の出入口となる扉や1階部分の窓は原則施錠する。ただし、避難所運営本部室に近い扉を1箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に出入りする人を確認できる体制をとる。

□ 避難所内でトラブルが発生したときは、避難所利用者のグループ長など避難所施設で周囲から信頼の置かれている人物の助けを借り、すみやかに対応する。

＜トラブル発生時の注意＞

・自分から声をかける
・相手の言い分をよく聞く
・あくまでも冷静、論理的に説明する
・できること、できないことを明確にする
・納得するまで説明する

□ 避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p.11）を参考に、避難所利用者全員に注意喚起を行う。とくに、女性や子どもなどへの暴力・性暴力防止については、要配慮者支援班、子ども班とも連携して取り組むこと。

＜犯罪防止のための注意喚起＞

・人目のないところやトイレには一人で行かない
・明るい時間帯に行動する
・移動する際はまわりの人と声を掛け合う　など

□ 近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。

□ 警察署から不審者情報を入手したら、連絡・情報班と連携し避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p.11）を参考に、避難所利用者全員に知らせる。

防犯・防火班の業務３	実施時期	**展開期～**
防火対策		

- □ 建物内は原則、火気厳禁とする。
- □ 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。
- □ 部屋ごとに火元責任者を決める。
- □ 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。
- □ 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p.11）を参考に、避難所でのルール（様式集 p.9～11）などを用いて、避難所利用者全員に伝える。
- □ 当番を決めて、避難所の火災予防のための自主検査表（様式集 p.41）に基づき毎日検査をする。